



# 島根県報

令和3年7月1日(木)

号外第73号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規則】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則 (税 務 課) 2

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 地 支 援 課) 5

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則 (農 畜 産 課) 6

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 6

### 【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 7

### 【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教 育 庁 総 務 課) 7

### 【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (学 校 企 画 課) 8

### 【人委規則】

人事記録に関する規則の一部を改正する規則 8

### 【議会告示】

島根県議会会議規則の一部改正 8

**公布された条例等のあらまし****◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第89号）**

## 1 規則の概要

- (1) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整備（様式第1号—様式第4号関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第4号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第90号）**

## 1 規則の概要

- (1) 島根県花振興センター条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備（第5条・第6条関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

**◇島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則（規則第91号）**

## 1 規則の概要

- (1) 島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備（第4条関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第92号）**

## 1 規則の概要

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の施行に伴う証紙による収入の方法により徴収する使用料等に係る規定の整備（別表第1関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第89号**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中「㊟」を削り、

「

離島振興対策実施地域 過疎地域

を

離島振興対策実施地域 過疎法の産業振興促進区域

に、

「新・増設」を「新設、増設又は取得等」に、

新設・増設

を

新設・増設  
・取得等

に改め、同様式その2中「㊸」

を削り、「新・増設」を「新設又は増設」に改め、同様式付表1中「新・増設」を「新設、増設又は取得等」に改め、同様式付表2中「新・増設」を「新設、増設又は取得等」に改める。

様式第2号その1中「㊸」を削り、

離島振興対策実施地域 過疎地域

を

離島振興対策実施地域 過疎法の産業振興促進区域

に、

「新・増設」を「新設、増設又は取得等」に、

新設・増設

を

新設・増設  
・取得等

に、

離島振興対策実施地域（畜産業、水産業又は薪炭製造業）又は過疎地域（畜産業又は水産業）に関する明細

を

離島振興対策実施地域（畜産業、水産業又は薪炭製造業）又は過疎法の産業振興促進区域（畜産業又は水産業）に関する明細

に改め、同様式その2中「㊸」を削り、「新・増設」を「新設又は増設」に改め、同様式付表1中「新・増設」を「新設、増設又は取得等」に改め、同様式付表2中「新・増設」を「新設、増設又は取得等」に改める。

様式第3号中「㊸」を削り、

離島振興対策実施地域 半島振興法の認定産業振興促進計画の区域

過疎地域 地域未来投資促進法の促進区域 旧企業立地促進法の同意集積区域	原子力発電施設等立地地域 地域再生法の地方活力向上地域
---	--------------------------------

を

離島振興対策実施地域 過疎法の産業振興促進区域 地域再生法の地方活力向上地域 旧企業立地促進法の同意集積区域	半島振興法の認定産業振興促進計画の区域 原子力発電施設等立地地域 地域未来投資促進法の促進区域
---	---

に、

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供した新・増設に係る設備  
又は事業の用に供するために設置した施設

を

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供した新設、増設若しくは取得等に係る設備  
又は事業の用に供するために設置した施設

に、

新設・増設・設置

を

新設・増設・  
取得等・設置

に改め、同様式付表1中「新・増設」を「新設、増設若しくは取

得等」に改め、同様式付表2中

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供する新・増設予定の設備  
又は事業の用に供する設置予定の施設

を

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供する新設、増設若しくは取得等予定の設備  
又は事業の用に供する設置予定の施設

に、

新設・増設・設置

を

新設・増設・  
取得等・設置

に改める。

様式第4号中「㊸」を削り、

離島振興対策実施地域	半島振興法の認定産業振興促進計画の区域
------------	---------------------

過疎地域 地域未来投資促進法の促進区域 旧企業立地促進法の同意集積区域	原子力発電施設等立地地域 地域再生法の地方活力向上地域	を
---	--------------------------------	---

離島振興対策実施地域 過疎法の産業振興促進区域 地域再生法の地方活力向上地域 旧企業立地促進法の同意集積区域	半島振興法の認定産業 振興促進計画の区域 原子力発電施設等立地地域 地域未来投資促進法の促進区域	に、
---	---	----

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供した新・増設に係る設備 又は事業の用に供するために設置した施設
--

を

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供した新設、増設若しくは取得等に係る設備 又は事業の用に供するために設置した施設
--

に、

新設・増設・設置
----------

を

新設・増設・ 取得等・設置
------------------

に改め、同様式付表中「新・増設」を「新設、増設若しくは取得

等」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第90号**

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県花振興センター条例施行規則（平成15年島根県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「観覧料」を「利用料金等」に改め、同条各号列記以外の部分中「公園」を「公園等」に改め、「(条例別表個人の場合の欄に該当する場合に限る。)」を削り、「第14条」を「第16条」に、「第13条第3項」を「第15条第4項」に、「観覧料」を「利用料金等」に改め、「(以下この項において「観覧料の額」という。)」を削る。

本則に次の1条を加える。

(使用者の遵守事項)

**第6条** 花振興センター(この条において「センター」という。)の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内の花きその他の植物を採取し、又は伐採しないこと。
- (2) センター内の施設、設備及び備品を損傷しないこと。
- (3) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (4) センターの職員の指示に従うこと。

別記様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

---

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第91号

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則(平成30年島根県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(手数料の納付)

**第4条** 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号。以下この条及び附則第2項において「条例」という。)第4条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる検査又は注射を受けようとする場合であって、家畜保健衛生所長が必要と認める場合とする。

- (1) 条例第4条第1項第1号に規定する家畜の検査
- (2) 条例第4条第1項第3号に規定する家畜の注射

附則第2項中「島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)」を「条例」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第92号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項第19号中「手数料」の次に「(同条例第4条第1項第1号又は第3号に規定する手数料であって、同

条第2項の規定により後納とすることができるもののうち、家畜保健衛生所長が別に定めるものを除く。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 島根県訓令第11号

本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第3号中「以下第4条において同じ。」を削る。

第4条を次のように改める。

（サービスの宣誓）

**第4条** 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年島根県条例第2号）第2条の規定により職員から提出された宣誓書は、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）が保存しなければならない。

第9条第1項中「本則において」を削り、同条第2項第1号中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）」を「休日休暇条例」に改める。

第50条第1項中「第49条」を「前条」に改める。

第51条の表第9条第1項の項中「本則において」を削り、同表第9条第2項第1号の項中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）」を「休日休暇条例」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 島根県教育委員会規則第10号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「定が」を「定めが」に改める。

第5条中「所属長の面前においてサービスの宣誓をしなければならない」を「、宣誓書を教育委員会に提出しなければならない」に改める。

第23条中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第32条中「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）」を「勤務時間条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令****島根県教育委員会訓令第1号**本 庁  
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月1日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第4条中「の定」を「の定め」に、「所属長の面前において、宣誓書に署名しなければならない」を「宣誓書を教育委員会に提出しなければならない」に改める。

第22条中「定」を「定め」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

**人 事 委 員 会 規 則**

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

**島根県人事委員会規則第11号**

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和29年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「の規定により職員が署名した」を「に規定する」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**議 会 告 示****島根県議会告示第2号**

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月1日

島根県議会議長 田 中 八洲男

第86条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所（法人の場合には、その所在地）及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）並びに請願を紹介する議員の氏名を記載しなければならない。

第86条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。